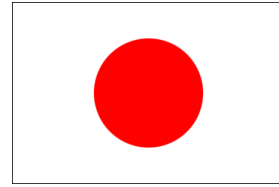


(仮訳)



日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書

アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、

強固で協力的な二国間関係の重要性を確認し、

2025 年 7 月 22 日に公表された日米間での枠組み合意を誠実かつ速やかに実施することにコミットし、

経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500 億米ドルを米国に投資すること（資本コミットメント）が両国の最善の利益であると認識し、

次の了解に達した。

投資の選定

1. 米国大統領は、投資委員会により推薦された中から投資先を選定する。

投資の実行及び管理

2. 投資は、本覚書の日付から 2029 年 1 月 19 日までの間、随時、行われる。ただし、特定の日時までには投資を清算又は処分する義務は存在しない。
3. この覚書に従い、米国大統領は、投資先を推薦・監督するために、投資委員会（以下「投資委員会」）を設立する。
4. 投資委員会は、米国商務長官が議長を務め、投資委員会が随時選出する他の委員を含む。単一又は複数の米国連邦省庁又は機関の公益又は戦略的利益に関連する又は重大な

影響を与える将来の投資には、投資委員会の議長の決定に従い、当該省庁又は機関が関与する。

5. 投資委員会は、大統領への推薦に先立ち、両国から指名される者で構成される協議委員会（Consultation Committee）と協議する。協議委員会は、とりわけ、それぞれの国の関連する戦略的及び法的な考慮事項について、投資委員会にインプットを提供する。
6. 米国投資アクセラレーターは、投資及び投資に関する活動（資金を提供する日本の関係機関とのやり取りを含む。）の実行とそれに係る文書の作成及びこの覚書に従う投資に関する管理・執行を行う責任を負う。

資金提供

7. 米国は、日本に対し、レビューのため投資先を随時提示し、日本は、大統領が当該投資先を選定したと日本が通知された日の後 45 営業日以上経過した日に、米国投資アクセラレーターが指定する単一又は複数の口座に、米ドル建ての即時利用可能な資金を拠出する。
8. 日本は、独自の裁量により、投資に対して必要な資金を提供しないことを選択することができるが、そのような決定を行う前に米国と協議を行う。日本が、この覚書に従った協議プロセスを行ったにもかかわらず、要請日までに投資額を全額供与しない場合（以下「資金不足額」）には、日本は、みなし配分額に従う分配金を受ける権利を喪失し、その代わりに改定配分額に従う分配金を受けるものとし、この場合において、パラグラフ 13(a) 中「みなし配分額」とあるのは、「改定配分額」と読み替えるものとする。これを米国は再確認する。米国がみなし配分額に従い受け取るはずだった金額と、改定配分額に従い実際に受け取る金額との差額は、「キャッチアップ額」と称される。米国が資金不足額に相当するキャッチアップ額を受領するまで、分配は改定配分額に従って行われ、米国が当該金額を受領した後の配分は、みなし配分額に従って再開される。日本が資金提供を行わないことを選択した場合、米国は、大統領が定める率で単一又は複数の関税率を米国への日本からの輸入品に対して課すこともできる。米国は、日本がこの覚書を誠実に履行し、投資額について資金提供を怠らないでいる間、2025 年 7 月 22 日に発表された日米間の枠組み合意において同意された内容に基づく単一又は複数の関税率を合意の対象となった品目について引き上げる意図を有しない。
9. 米国は、米国連邦の土地のリース、交通アクセス、水、電力、エネルギーを投資に関するプロジェクトに可能な場合にアレンジする意思を有するとともに、オフテイク契約をアレンジするよう努める。（以下に定義する）関係法令に従い、米国は、投資に関するプロジェクトに関連して適用される規制プロセスを迅速化する意図を有する。

日本のベンダー及びサプライヤー

10. 投資及び投資に関連するプロジェクトに商品・サービスを提供するベンダー及びサプライヤーを選択するに当たり、投資委員会は、可能かつ利用できる場合には、比較可能な

外国のベンダー及びサプライヤーの代わりに、日本のベンダー及びサプライヤーを選択する。

キャッシュフロー及び配分

11. 米国は、各投資に関連して新しい投資 SPV を設立する。各投資 SPV は米国又は米国が指名する者がゼネラルパートナーとなって管理、統治する。各投資 SPV は、実質的に以下のパラグラフ 12 からパラグラフ 15 に沿った形のガバナンス及び分配に係る定めを有することが意図されている（投資 SPV の最終的な企業形態によって必要に応じて調整される場合があり得る）。
12. 米国は、投資による全てのフリーキャッシュフローをこの覚書に従って分配させるものとする。投資に関するプロジェクトの管理機関又は統治機関は、当該プロジェクトからの利用可能なキャッシュフローを、随時、該当する投資 SPV に対して分配する。
13. パラグラフ 8 に従いつつ、投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配（以下「分配」）は、該当する投資 SPV によって、以下の優先順位に従う時期・金額で、随時、米ドルで行われる。
 - (a) まず、みなし配分額に等しい合計額がそれぞれに分配されるまで、米国に 50%、日本に 50%（米国における税の控除後）。
 - (b) その後、米国に 90%、日本に 10%。
14. 分配は、現金の形で行われる。分配は、みなし配分額の定義における C 項に相当する金額に対して最初に行われたものとみなされ、次にみなし配分額の定義における A 項に相当する金額に対して行われたものとみなされる。

投資紹介義務の不存在

15. 米国・日本のいずれも、投資委員会に潜在的な投資機会を紹介する義務を負わない。

投資分野

16. 米国における投資は、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない経済・国家安全保障上の利益を促進する分野に焦点を当てることを意図する。

責任の免除及び制限

17. 米国、日本、投資委員会又はそれらの部門、省庁、職員、代理人、被指名者若しくは関係者は、投資に関して行われた判断の行使、作為又は不作為について、米国、日本又はその他の者に対して責任を負わない。この覚書の他のパラグラフ又は法律若しくは衡平法において存在する義務にかかわらず、日米両国のそれぞれは、この覚書又は投資に関して、それらの部門、省庁、職員、代理人、被指名者又は関係者が、相手方又はその他の者に対し、それぞれの役割、サービス又はその職務上行った作為若しくは作為を行わなかったことに関連して、いかなる受託者責任も負わないこととする。

費用

18. 日米両国は、各々、投資の組織・運営に関連する費用を自ら負担するが、投資 SPV の利用可能な資金から、投資の実行に関連して発生した合理的な自己負担費用を払い戻すよう求めることができる。

意見の相違又は紛争の解決

19. 日米両国は、この覚書の解釈及び/又は実施の結果として日米の間に生じ得る相違又は紛争を、可能な限り、協議委員会の枠組みを含め、相互協議を通じて友好的に解決することを意図する。

法的性質

20. 日米両国は、それぞれの国内合意、法律（又は後継の合意・法律）（総称して「関係法令」）を遵守する意思を宣言する。
21. この覚書は、日米両国間の行政上の了解であり、法的拘束力のある権利・義務を生じさせるものではない。この覚書は、第三者にいかなる権利も利益も付与するものではなく、日米両国各々の関係法令又は国際法に基づくいかなる権利や義務を生じさせるものではない。
22. この覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない。
23. 本覚書で定義されることなく大文字で記載されている用語は、付録に掲げる意味を有する。

修正及び中止

24. この覚書は、最後の署名時に有効になり、中止されるまで有効である。この覚書は、日米両国相互の書面による同意により、いつでも修正することができる。いずれの当事者も、この覚書のパラグラフ 19 に沿って意見の相違又は紛争を友好的に解決するよう努

めつつ、相手方に中止の意思を書面で通知することにより、いつでもこの覚書を中止することができる。この場合、双方は、既に行われた投資の取扱いについて友好的に協議する。日米両国はそれぞれ、この覚書の運用に影響を与える関係法令の変更について、相手方に書面で通知することが期待される。

署名

2025 年 9 月 4 日に米国ワシントン D.C. で本書二通に署名した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

付録

定義

この了解覚書（以下、「覚書」）の目的上、次のとおり定義する。

「元本繰越額」とは、特定の期間において、分配時における投資からの分配可能なキャッシュフローが、みなし配分額の定義における B 項（状況に応じて、改定配分額の定義における A 項）に従って支払われる金額を支払うのに十分ではない場合のその差額を意味する。

「ベース金利」とは、6 か月物の SOFR タームレート（6 か月物 SOFR）を意味する。

「営業日」とは、土曜日及び日曜日、ニューヨーク州ニューヨーク市又は日本の東京において銀行が法律で休業を許可又は義務付けられているその他の日以外の日を意味する。

投資に係る「繰越額」とは、利息繰越額に元本繰越額を加えた金額（それぞれ未払いの場合のその差額）をいう。

投資に係る「みなし配分額」とは、以下の合計に等しい金額を意味する。

(A) 以下を掛け合わせたもの:

(i) 当該投資が日本から資金提供された日におけるみなし金利

(ii) 投資額から B 項に従って以前に分配された金額を差し引いた金額（ただし、いかなる場合もゼロを下回らないものとする）に利息繰越額を加えたもの

(B) 投資額を (x) 日本との協議の上、米国が誠実に決定した該当する投資の対象となるプロジェクトの予想残存期間と (y) 20 のいずれか短い方で割った値

(C) 繰越額

投資に係る「みなし金利」とは、ベース金利にスプレッドを加えたものを意味する。

「利息繰越額」とは、特定の期間に関して、分配時における投資からの分配可能なキャッシュフローが、みなし配分額の定義における A 項に従って支払われる金額を支払うのに十分ではない場合のその差額を意味する。

「投資」とは、この覚書に従って行われる投資を意味する。

「投資額」とは、投資に関し、日本から提供される金額を意味する。

「投資 SPV」とは、投資に関し、当該投資に関連する個別の特別目的会社を意味する。

投資に係る「改定配分額」とは、以下の合計に等しい金額を意味する。

(A) 投資額を、(x) 日本との協議の上、米国が誠実に決定した該当する投資の対象となるプロジェクトの予想残存期間（年数で表される）と (y) 20 のいずれか短い方で割った値

(B) 元本繰越額

「スプレッド」とは、各投資について、当該投資の資金調達コスト及びリスクプレミアムを表すものとして日米両国が誠実に同意したベースポイントの数値を意味する。ただし、スプレッドは、過去 6 か月間に国際協力銀行と日本貿易保険が保証する商業銀行が満期 10 年以上の融資に対して課した平均スプレッドを超えてはならない。

「米国投資アクセラレーター」とは、米国商務省の米国投資アクセラレーターを意味する。